

静岡県告示第118号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和7年2月25日から起算して15日間、焼津漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和7年2月25日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 発起人の住所氏名

静岡県焼津市浜当目2-11-22	原田 眞治
静岡県焼津市一色613-1	仁藤 平一朗 外1
静岡県焼津市中根116-5	丸林 良
静岡県焼津市中港5-9-27	藤原 伸介
静岡県焼津市中里130-7	塚田 昌彦

2 加入区

焼津加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

焼津漁業協同組合